

広島県告示第六百八十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七十一条第一項の規定によって、次のとおり猟区の廃止を認可した。

平成二十三年七月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 名称

本郷放鳥獣猟区

二 区域

福山市本郷町地内の民有林、瀬戸内森林計画区（福山市）一六二林班及び一六一林班は小班の区域